

相談支援専門員研修制度の見直しについて

第1 改正の趣旨

- 1 指定障害児相談支援、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「相談支援専門員」と総称する。）については、
 - ・ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）
 - ・ 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）
 - ・ 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）（以下、総称して「3告示」という。）にその要件等が定められている。
- 2 「相談支援の質の向上に向けた検討会」の取りまとめ（平成 31 年 4 月 10 日）を踏まえ、相談支援専門員の効果的な育成等の観点から、研修科目等について規定する 3 告示を改正する等の所要の改正を行うもの。

第2 改正の内容

1 改正の概要

(1) 告示について

- ① 3告示において規定する相談支援従事者現任研修及び相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容について、講義の科目及び時間数について、別添のとおり拡充等を行う。（3告示の別表第1、第2）
- ② 3告示において規定する相談支援従事者現任研修の受講要件として、受講開始日前5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は相談支援従事者現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事していることを加える。（3告示の第2号本文）
- ③ 3告示中、相談支援専門員になるための要件として、相談支援従事者初任者研修等を修了し、かつ、5年ごとに相談支援従事者現任研修を修了しなければならなかったところ、相談支援従事者現任研修に代えて主任相談支援専門員研修を修了することでも要件を満たすこととする。（3告示の第2号本文）
- ④ 3告示において規定する相談支援従事者現任研修が満たすべき内容について、廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 549 号）の別表第1において定める内容以上で可とする規定を削除する。（3告示の第2号本文）

(2) 部長通知について

- ① 上記告示の改正内容の反映
- ② 研修実施における合理的配慮の例について記載（更に具体的な内容については、後日ガイドラインにおいてお示しする予定。）

2 経過措置等

- ① 3告示等の一部を改正する告示（以下「本告示」という。）の適用の日（令和2年4月1日）以前に、本告示による改正前の3告示に定める相談支援従事者初任者研修が満たすべき内容を満たした研修を修了した者（同日前に受講を開始し、同日以降に修了した者を含む）は、本告示が定める相談支援従事者初任者研修を修了した者と同様に扱うこととする。（3告示の第2号ロ）
- ② 本告示の適用の日（令和2年4月1日）以前に主任相談支援専門員研修を修了した者については、当該研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は相談支援専門員として従事するための研修修了要件を満たす者とみなす。（3告示の第3号）
- ③ 本告示の適用の日（令和2年4月1日）前5年間において、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者は、同日からこれらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間で初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、(1)②の要件を満たしていることを要しない。（3告示の第4号）

3 その他

相談支援従事者初任者研修の規定を引用している法令（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号））の改正を行う等所要の改正を行う。